



北校だより

貝塚市立北小学校
貝塚市中町4-1
TEL 422-0173
FAX 兼 423-3070
2019年12月23日

月	日	曜日	冬季休業中の予定
12	24	火	終業式 大掃除 PTA清掃支援 12時下校
	25	水	○校庭開放
	26	木	○校庭開放
	27	金	○校庭開放
	28	土	年末年始のため、 学校は閉まっています
	29	日	
	30	月	
	31	火	
1	1	水	
	2	木	
	3	金	
	4	土	
	5	日	
	6	月	
	7	火	×校庭開放はありません
	8	水	始業式 12時5分下校

冬休みの校庭開放について

12月25日(水)～27日(金)は、下記の通り校庭開放をします。運動場で遊ぶことができます。きまりを守って安全に遊んでください。

- ◆9時～16時
- ◆なかよしホームや他の友だちとゆずり合って遊びましょう。
- ◆ボール遊びができます。(金属バット、木製バットは禁止)
- ◆お菓子やジュース、ゲームやカード類を持ってきてはいけません。
- ◆受付ノートに名前と時間を記録しましょう。ノートはていねいに書きましょう。

冬休みの電話対応について

冬休み期間中の電話対応は下記の通りです。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

通話可能時間 8:30～17:00

※上記時間以外と、12月28日(土)～1月5日(日)は音声ガイダンスによる対応になりますのでご了承ください。

卓球チームが来てくれました

11月28日(木)、体育館クラブに日本生命女子卓球チーム(レッドエルフ)の選手とコーチの方が来てくれました。見本のラリーでは、その速さに子どもたちはびっくりしていました。その後、子どもたちも卓球を体験しました。初めてラケットをもつ子ども、卓球のおもしろさにふれました。



ミニミニ音楽会

12月2日(月)、ミニミニ音楽会を開催しました。5・6年生による学年合奏、学年合唱、合同でのリコーダー奏と合奏を披露しました。音楽の時間だけでなく、休み時間も音楽室で練習してきた成果を発表しました。1～4年生の子どもたちも、高学年のすばらしい演奏を鑑賞しました。



たてわり給食

11月27日(水)、たてわり班に分かれて給食を食べました。6年生が中心となって配膳したり、食後には給食クイズをしたりして楽しみました。



なかよし学習発表会

12月5日(木)に東小で開催されたなかよし学習発表会に、北小学校のたんぼぼ学級が出演しました。フラフープ、太鼓、けん玉など、がんばってきたことや得意なことを発表しました。



なわとび集会

11月25日(月)から12月11日(水)まで、なわとび集会を行いました。1～3年生と4～6年生に分かれて、朝の時間に音楽に合わせてリズムなわとびをしました。休み時間外に出て、元気になわとびの練習をしている子どもたちもいました。



1年生 昔遊びの体験

12月5日(木)、1年生はふれあいルームのみなさんから、けん玉、めんこ、コマ回し、あやとり、カルタなど、昔遊びを教えてくださいました。コマにひもを巻く方法や、めんこのじょうずなひっくり返し方など、楽しく遊ぶための遊び方やコツも教わりました。



5・6年生 調理実習をしました

高学年は、家庭科の学習で調理実習をしました。6年生は、12月9日(月)にジャーマンポテトを作りました。5年生は、12月12日(木)にごはんとみそ汁を作りました。準備から片づけまで、班の友だちと協力してがんばりました。



「子どもの権利条約」 30年

2019年は、「子どもの権利条約」が国際連合で採択されて30年、日本が批准して25年の節目の年でした。

それに合わせて、大阪府教育長からのメッセージが届いています。裏面に掲載していますので、ぜひお読みください。

「子どもの権利条約」30年によせて ～大阪府教育長からのメッセージ～

みなさんは「子どもの権利条約」を知っていますか？

1989年に世界の国々が集まって話し合い、この条約のなかみを決めてから、今年（2019年）は30年の記念の年です。25年前には、日本もこの条約の仲間になりました。

この条約は、196の国と地いきが約束を結び、仲間になっていて、子どものくらしをよくするために大切なはたらきをしてきました。もちろん大阪に住んでいるみなさんにとっても大切なものです。

この条約の特に大事なところを説明します。少しむずかしいかもしれませんが、友だちや、先生、おうちの人といっしょに、「権利」や「自由」がちゃんと守られているか、考えてみてください。

- ① 生きる権利。これは、病気やけがをしても、治りようを受けて生きる権利のことで、
- ② 育つ権利。これは、勉強したり、休んだり遊んだりする、また、何を考えたり信じたりするか自分で決める権利のことで、
- ③ 守られる権利。これは、しょうがいのある子どもや少数民族の子どもをはじめ、すべての子どもが、おとなにひどいことをされない権利のことで、
- ④ 参加する権利。これは、自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったりする権利のことで、

この条約にある権利は、みなさん一人ひとりが同じように持っています。わたしたち大人は、みなさんのことをとても大切に思っていますので、必ずみなさんを守り、条約で決められた権利が守られるようにします。

「みなさん一人ひとりにとって一番よいこと（これを「子どもの最善の利益」と言います）は何か」を追い求めて実行するのが、わたしたち大人みんなの大事なせきにんなのです。

勉強がわからない、友だちやきょうだいとうまくいかない、学校に行くのがしんどい。いろいろな悩みがあると、おもういます。

もし、あなたがなやんでいたら、そんなときは、一人だけでなやまないで、近くの先生や大人に相談してください。ただし、SNSなどで知り合った大人にたよることは、あぶないので、ぜったいにしてはいけません。

くりかえします。わたしたちは、みなさん一人ひとりのことをとても大切に思っています。学校生活の中で、みなさん一人ひとりが大切にされ、そして、他の人を大切にしながら、安心して過ごし、自分らしく成長できるよう、見守りおうえんし続けていきます。

おわりに、わたしは、大阪府の教育長として、また、大人たちの代表として、みなさん一人ひとりのために、これからも「子どもの権利条約」を大切にしていけることをちかいます。

2019年12月10日

大阪府教育長 酒井 隆行